



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月16日金曜日 第224号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 977  
 救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 977  
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障がい福祉課）... 977  
 大規模小売店舗の廃止の届出.....（経営支援課）... 978  
 農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 978  
 保安林予定森林（2件）.....（森林整備課）... 978  
 保安林の指定の解除.....（ " ）... 979  
 公聴会の開催（4件）.....（都市計画課）... 979  
 道路の区域変更（県道落合久万線）.....（東予地方局管理課）... 980  
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 980  
 道路の区域変更（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）... 980  
 道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 981  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 981

## 公 告

愛媛県財務会計システム開発及び運用保守業務の委託.....（会計課）... 981  
 愛媛県立宇和島水産高等学校漁艇設備の製造.....（高校教育課）... 982

## 教育委員会公告

令和4年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について.....（高校教育課）... 983

## 公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 983

## 正 誤

令和3年4月1日付け第193号外2愛媛県公営企業管理規程第7号（愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）中.....（公営企業管理局総務課）... 984

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第931号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和3年6月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
23	一般社団法人 愛媛県猟友会 伊予支部 支部長 新岡 正	1 代表者氏名 新岡 正	1 代表者氏名 相原 禮二

### ○愛媛県告示第932号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番地2	社会医療法人笠置記念胸部外科	令和6年7月14日まで

### ○愛媛県告示第933号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永455番地1	鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	鬼北町長 兵 頭 誠 亀	免疫に関する医療 (更生医療)	令和3年 7月1日
宮原病院	新居浜市八幡二丁目6番地30号	宮原 義登	-	-	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	令和3年 7月1日

○愛媛県告示第934号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にこにこ薬局 小松店	西条市小松町新屋敷甲284番地2	株式会社アクト	新居浜市中西町6-45	代表取締役 古 野 翼	薬局（育成医療・更生医療）	令和3年 7月1日
S調剤薬局	今治市桜井二丁目3番4号	有限会社アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地4	代表取締役 重 松 勲	薬局（育成医療・更生医療）	令和3年 7月1日

○愛媛県告示第935号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
マルナカ若水店	新居浜市若水町2丁目6番5号	平成30年12月1日

○愛媛県告示第936号

令和3年6月29日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 西 真 蔵	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字森1799番1ほか3筆	2,639

2 認可年月日

令和3年7月8日

○愛媛県告示第937号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡伊方町二名津1060、1061

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第938号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡伊方町二見字大久保道乙738の1、乙738の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第939号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西条市津越字タキノヤマ7114の3、7114の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第940号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 令和3年8月4日(水)14時から
- 2 場所 愛媛県中予地方局7階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について
  - (2) 案件の概要  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限  
令和3年7月30日(金)まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
  - (3) 問合せ先  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話089-912-2738)

○愛媛県告示第941号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次

のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 令和3年8月4日(水)14時から
- 2 場所 愛媛県中予地方局7階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
松山広域都市計画区域区分の変更案について
  - (2) 案件の概要

区 分	年 次	
	令和2年(基準年)	令和12年(目標年)
都市計画区域内人口	594 3千人	563 4千人
市街化区域内人口	499 2千人	477 3千人
配分する人口 (収める人口)		477 3千人
保留する人口 (収められない人口)		

本計画案は、目標年の人口を市街化区域内に配分しようとするものである。

(市街化区域及び市街化調整区域の変更は行わない。)

- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限  
令和3年7月30日(金)まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
  - (3) 問合せ先  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話089-912-2738)

○愛媛県告示第942号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 令和3年8月18日(水)19時から
- 2 場所 愛媛県宇和島市曙町1番地  
宇和島市役所地下会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
宇和島都市計画臨港地区の変更案について
  - (2) 案件の概要

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うために定めるものであり、宇和島港大浦地区の埋立縮小を行う港湾計画の変更との整合を図るため、臨港地区の区域の一部を変更するものであ

る。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域  
内市町に在住の人並びに利害関係者に限る)は、意見の要旨  
及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出する  
こと。

(2) 申出の期限

令和3年8月13日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の  
開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話089 - 912 - 2738)

○愛媛県告示第943号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画  
公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次  
のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 令和3年8月18日(水)19時から

2 場所 愛媛県宇和島市曙町1番地  
宇和島市役所地下会議室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

宇和島都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

宇和島都市計画道路中3・5・11住吉町大浦線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区  
域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る)は、意見の要旨  
及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出する  
こと。

(2) 申出の期限

令和3年8月13日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の  
開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話089 - 912 - 2738)

○愛媛県告示第944号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	西条市丹原町明河6号391番18から 同町明河391番1地先まで	旧	メートル 6.6~35.0	キロメートル 0.194	
		西条市丹原町明河6号391番1	新	25.0~47.8	0.194	

○愛媛県告示第945号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定  
により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年7月16日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和3年7月6日

3 指定道路の位置

四国中央市寒川町字大門3437番5の一部、3438番2の一部及び  
3439番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 63.35メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第946号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字五反地甲73番1地先から 同町龍岡上字五反地道上甲60番7まで	旧	メートル 13.8～21.6	キロメートル 0.149	
		今治市玉川町龍岡上字五反地甲73番1地先から 同町龍岡上字五反地道上甲60番7まで	新	14.1～36.9	0.149	

○愛媛県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2886番2地先から 同町笠方2892番2まで	旧	メートル 7.1～19.3	キロメートル 0.054	
			新	7.1～19.3	0.054	

○愛媛県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2886番2地先から 同町笠方2892番2まで	令和3年7月16日

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県財務会計システム開発及び運用保守業務

(2) 業務内容

愛媛県財務会計システム開発及び運用保守業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 全般

システムの構築に係る基本方針、他の自治体と共通のパッケージを利用する取組並びに業務の標準化及び合理化に係る提案の妥当性

イ システム要件

システムの機能性、使用性、性能性、可用性、拡張性、安全性等

ウ 開発要件

プロジェクト管理の具体性、プログラムのテスト、職員研修及び現行システムからの移行の手法の妥当性等

エ 運用保守要件

システムの運用保守の内容及び法令改正への対応手法の妥当性、サービスレベル等

オ 実績及び追加提案

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績並びに令和11年度以降の対応その他優れた提案の妥当性及び有効性

カ 費用

システムの開発費用及び運用保守費用の経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県出納局会計課システム管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2772

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和3年7月16日(金)から29日(木)までの執務時間中  
(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)  
第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から  
午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年7月29日(木)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等  
により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便で  
これらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年8月25日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等  
により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便で  
これらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県出納局会計課システム管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2772

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Development, operation and maintenance of financial  
accounting system of Ehime Prefecture, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 29 July 2021

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m.,  
25 August 2021

(3) For further inquiries relating to the proposal, please  
contact: System Administration Section, Accounting  
Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government,  
4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2772

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月16日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 竹宮直孝

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立宇和島水産高等学校漁艇設備の製造

(2) 製造物品名及び数量

漁艇設備の製造 一式

(3) 製造物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和4年3月24日(木)

(5) 納入場所

愛媛県立宇和島水産高等学校浮棧橋

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額  
の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円  
未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす  
る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地  
方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、  
見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記  
載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請  
負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業  
者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規  
定に該当しない者であること。

(2) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間  
に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されて  
いることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場  
所及び問合せ先

愛媛県立宇和島水産高等学校事務室  
〒798 0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号  
電話番号 0895 22 6575

(2) 入札書の受領期限

令和3年8月26日(木)午前8時15分から8月27日(金)午  
後4時45分まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年7月16日(金)から8月25日(水)までの執務時間  
中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23

年法律第178号)に規定する休日(令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第32条第2項の規定により読み替えられた祝日を含む)を除く。)の午前8時15分から午後4時45分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立宇和島水産高等学校ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年8月30日(月)午前10時00分  
愛媛県立宇和島水産高等学校会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限: 令和3年8月19日(木)午後4時45分

イ 提出場所: 3の(1)に掲げる場所

ウ 提出方法: 持参又は郵送(配達証明付き郵便に限る。)

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であつて、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured:

Fishing Boat, 1

(2) Time limit of tender: 4:45 p.m., 27 August 2021

(3) For further information, please contact: Uwajima fisheries

high school, 1 2 20, Meirincho, Uwajimashi, Ehime, 798 0068 Japan

Tel 0895 22 6575

教育委員会公告

○公 告

令和4年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和4年度の愛媛県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

令和3年7月16日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

1 適性検査等の期日

令和4年1月9日(日)

2 入学予定者の発表の日

令和4年1月14日(金)

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年7月16日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病医療従事手当の特例)</p> <p>6 第6条に定めるもののほか、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)</u>から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるものに従事する職員が支給を受ける特殊勤務手当は、伝染病医療従事手当とし、その額は、1</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病医療従事手当の特例)</p> <p>6 第6条に定めるもののほか、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u></p> <p>_____から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるものに従事する職員が支給を受ける特殊勤務手当は、伝染病医療従事手当とし、その額は、1</p>

日につき4,000円以内とする。

日につき4,000円以内とする。

**附 則**

この管理規程は、公布の日から施行する。

**正 誤**

**○正 誤**

令和3年4月1日付け第193号外2 愛媛県公営企業管理規程第7号（愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）中

ページ	箇所	誤	正
136	公営企業管理規程番号	愛媛県公営企業管理規程第7号	愛媛県公営企業管理規程第6号